

○三好市防災士資格取得支援事業補助金交付要綱

令和元年6月5日

告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、地域防災力の向上及び自主防災組織の充実・活性化を図るため、防災に係る地域の担い手となる防災リーダーの養成を促進することが必要であることから、本市が実施する防災に関する施策に協力しようとする者に対し、予算の範囲内で三好市防災士資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、三好市補助金等交付規則(平成18年三好市規則第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防災士 自助、互助、協働を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)の認証登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修センター等 防災士機構が認定した研修機関で、かつ、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座を行う機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者であって、防災士研修センター等の防災士研修講座又は徳島県が開催する地域防災推進員養成研修を受講後、防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」に合格し、防災士として認証登録した者又は消防官、消防団員の退職者を含み、防災士資格取得の特例等により、防災士として認証登録した者のうち、三好市防災士会に入会し、防災リーダー(候補者)として本市が実施する防災に関する施策及び自主防災組織等で活動する意思がある者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士資格取得試験受験料
- (2) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計金額とし、8,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、これから研修等を受講しようとする者は、受講決定通知書を受領後速やかに三好市防災士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に同通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者のうち、既に防災士資格取得試験の受験資格を有する者又は、防災士資格取得の特例等により防災士として登録しようとする者は、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に第4条に掲げる経費のうち、補助対象となる経費が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 前条の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請を行った年度内に防災士機構による防災士認証登録を受け、三好市防災士会に入会すること。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること

ア 内容を変更するとき。

イ 中止するとき。

ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

(3) 補助事業が完了したときは、速やかに三好市防災士資格取得支援事業実績報告書を提出すること。

(補助事業の変更等)

第9条 申請者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第6条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)により承認を受けること。ただし、市長

が認める軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止しようとするときは、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付中止申請書(様式第4号)により承認を受けること。

(変更承認等)

第10条 市長は、前条第1号の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付変更承認(否認)通知書(様式第5号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2号の規定による中止の申請があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 申請者は、防災士の登録を完了したときは、速やかに三好市防災士資格取得支援事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し

(2) 第4条に規定する対象経費の支払を証明する書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査を行い、適当と認めたときは、三好市防災士資格取得支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 申請者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

三好市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付申請書

次のとおり三好市防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 防災士研修講座

(1) 受講コース名

(2) 研修機関名

(3) 受講期間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日

3 添付書類

(1) 研修講座の受講を証する書類

(2) 第6条第2項に掲げる者は、受験資格を証明できる書類又は防災士資格取得の特例者として証明できる書類

4 その他

資格取得後は、三好市防災士会に入会し、地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に協力します。

様式第2号（第7条関係）

指令 第 号
住 所
様

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました三好市防災士資格取得支援事業補助金
については、次の条件をつけて交付します。

年 月 日

三好市長

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金の交付条件
 - (1) 補助金の交付申請を行った年度内に防災士機構による防災士認証登録を受け、三好市防災士会に入会すること。
 - (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受け
ること
 - ア 内容を変更するとき。
 - イ 中止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 補助事業が完了したときは、速やかに三好市防災士資格取得支援事業実績報告書を提出すること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

三好市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 指令 第 号により補助金の交付決定のあった三好市
防災士資格取得支援事業補助金について、次のとおりその内容を変更したいので、三好市防災士資
格取得支援事業補助金交付要綱第9条第1項第1号の規定により申請します。

1 防災士研修講座

(1) 受講コース名

(2) 研修期間名

(3) 受講期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 変更した事業の内容

3 変更した理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

三好市長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付中止申請書

年 月 日付け 指令 第 号により補助金の交付決定のあった三好市防災士資格取得支援事業補助金について、次のとおり補助事業を中止したいので、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第9条第1項第2号の規定により申請します。

1 防災士研修講座

(1) 受講コース名

(2) 研修期間名

(3) 受講期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 中止の理由

3 中止年月日

年 月 日

様式第5号（第10条関係）

指令 第 号
住 所
様

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付変更承認（否認）通知書

年 月 日付で申請のありました三好市防災士資格取得支援事業補助金交付変更承認については、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第10条の規定により承認（否認）します。

年 月 日

三好市長

年 月 日

三好市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印

三好市防災士資格取得支援事業実績報告書

年 月 日付け 指令 第 号により補助金の交付決定のあった三好市防災士資格取得支援事業補助金について、三好市防災士資格取得支援事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施内容

事業費	総額	負担区分	
		市補助金	事業主体

2 登録の年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4条に規定する対象経費の支払いを証明する書類

様式第7号（第12条関係）

指令 第 号
住 所
様

三好市防災士資格取得支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 指令 第 号により補助金の交付決定のあった
三好市防災士資格取得支援事業補助金について、次のとおり交付金額を確定したので通知
します。

年 月 日

三好市長

1 補助金の確定額 金 _____ 円

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

三好市長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

三好市防災士資格取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け三好市指令 第 号により確定通知を受けた三好市
防災士資格取得支援事業補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

- 1 請求金額 円
- 2 請求内容 年度 三好市防災士資格取得支援事業補助金
- 3 振込先

金融機関名	銀行 支店
預金口座	(普通)
フリガナ 口座人名義名	

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)

様式第7号(第12条関係)

様式第8号(第13条関係)